



安全装備の設置及び 点検・メンテナンスの 重要性について

これまでに機械式立体駐車場で起きた事故の一部は、安全のための設備が設置されていれば防ぐことができたと考えられています。
今後の積極的な安全対策のために、製造者の提案書をもとに協議の場でもこれらの設置及び点検・メンテナンスの実施を検討・推進してください。

必要な安全装置の確認 について

【 二段・多段方式の装置に関する事項 】

- 昇降横行式または地下構造を有する装置には、前面ゲート及び柵を設置してください。
- 前面ゲートは、チェーン・スプロケット等の稼動部に子供が簡単に触れない構造としてください。
- 装置の稼動状況を目視で確認できる位置に操作盤を設置してください。
- 前面ゲートを有する装置について、呼び出した搬器等が着床していなければゲートが開かない機能（インターロック）を取り入れてください。

【 垂直循環方式、エレベータ方式等の大型装置に関する事項 】

- 乗降室内に人が入っている状態で、装置が稼働しない機能を取り入れてください。
- 利用者が操作位置からも乗降室内の安全を確認できるモニター等を設置してください。
- 出入口扉は、呼び出した搬器等が着床していなければゲートが開かない機能（インターロック）を取り入れてください。
- 乗降室内で人が装置の旋回運動に巻き込まれることがないよう退避場所を設けるとともに、視認しやすい非常用脱出口、非常用ボタン等を設けてください。

点検・メンテナンスの徹底 について

- 装置が正常に安全な状態で利用できるように、機械や使用頻度に応じて1～3ヶ月以内に1度を目安に、専門技術者による点検を受け、必要な措置を講じてください。
- 劣化した部品は必ず放置せず、早急に交換してください。
- 装置の安全性を阻害する改造等は決して行わないでください。

機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドライン、安全に関する情報は下記にも掲載されております。
国土交通省 <http://www.mlit.go.jp/common/001036672.pdf>
立体駐車場工業会 <http://www.ritchu.or.jp>

新明和工業株式会社

パーキングシステム事業部
〒110-8620 東京都台東区東上野 5-16-5 新明和上野ビル
<http://www.shinmaywa.co.jp/>

新明和パークテック株式会社

〒108-0023 東京都港区芝浦四丁目3番4号 田町きよたビル5階
<http://www.shinmaywa.co.jp/ptec/>

お客様センター
☎ **0120-4951-24**
〔24時間対応〕 携帯電話からもご利用いただけます。

お客様センター
☎ **0120-89-1097**
〔24時間対応〕 携帯電話からもご利用いただけます。

マンション等の機械式立体駐車場の管理者さまへ

安全に関する 「協議の場」 設定のお願い

近年、機械式駐車装置に関わる死亡・重傷事故が発生しています。

これを受け、2014年、国土交通省は

『機械式立体駐車場の安全対策に関する

ガイドライン』  を公表するとともに、

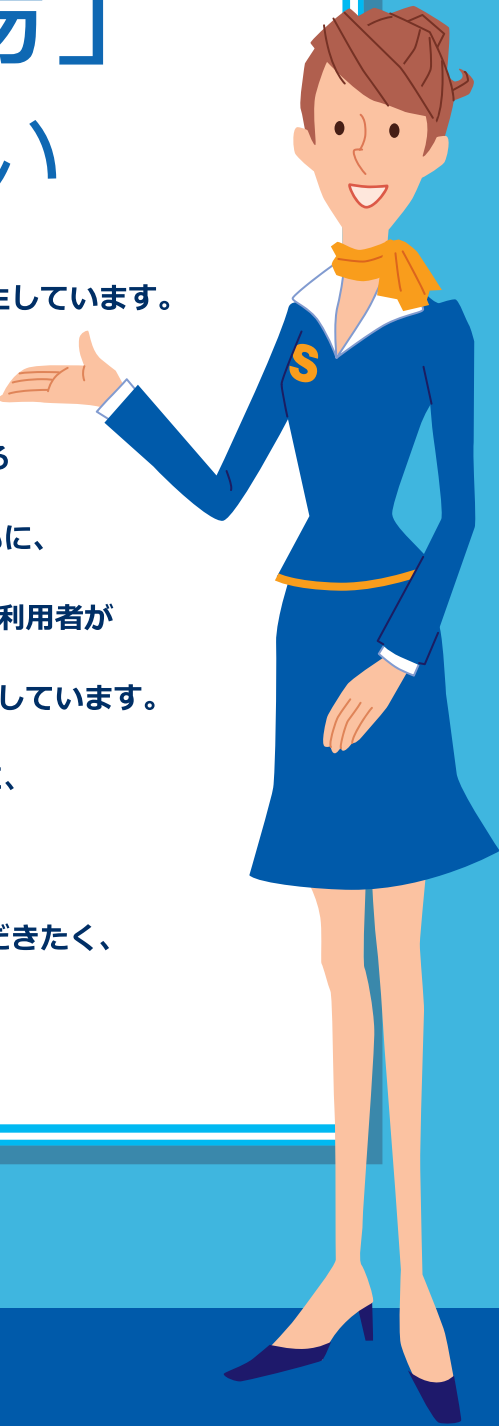
装置の製造者や設置者、マンションの管理者や利用者が

連携して安全対策を協議する場を設けるよう要請しています。

つきましては、これらの関係者の皆様に、

機械式駐車装置の安全利用に関する

「協議の場」  を設けていただきたく、
お願い申し上げます。



ShinMaywa

「ガイドライン」では 各関係者に対して 主に以下のような 取組を定めています



管理者に求められる取組

- ・利用者に対する操作方法、注意事項等に関する書面を伴う説明の徹底
- ・装置の安全確保のための維持保全、専門技術者の定期的な点検の実施
- ・事故等発生時の対処方法の確認
- ・管理責任者の選任、明示及び実施方法等に関する文書作成・閲覧
- ・委託契約等における実施主体・方法等の明示

など



製造者に求められる取組

- ・装置内立入防止のための閉鎖性確保（ゲート、柵の設置等）
- ・装置を稼働する際の視認性の向上（操作盤の位置、モニター設置等）
- ・安全のための操作方法の確保（安全確認ボタン、緊急停止ボタン等）
- ・人の転倒、転落等を防止するための開口部や障害物等の除去
- ・残留リスク及び適正な使用方法に関する説明、注意喚起

など



設置者に求められる取組

- ・製造者に求められる取組の要件を満たす装置の使用
- ・設置場所、気候条件、使用条件、利用者の特性等を考慮した装置の選択
- ・入出庫に不要な人員の立入防止（子供の待機場所、荷物の積み降ろし場所の確保）
- ・装置内の視認性の確保（照明設備の設置等）
- ・残留リスク及び適正な使用方法に関する説明、注意喚起

など



利用者に求められる取組

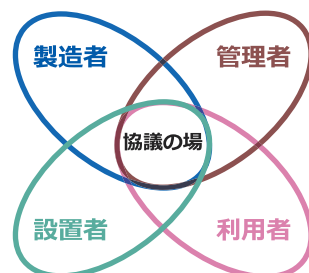
- ・重大事故に繋がる可能性もある、装置の危険性を再認識した上での利用
- ・他人のカギやボタン押し補助器具等の不適切な器具の使用禁止
- ・センサー等の設備に委ねない、目視による装置内の無人確認の徹底
- ・同乗者や子供の待機場所、荷物の積み下ろし場所の確認と徹底
- ・酒気を帯びた者の装置の取り扱い禁止

など

各関係者の取組に加え、
さらに関係者間の連携・協働により、
以下の取組を進めてください。

「協議の場」の設定

管理者は協議の場を設定し、
関係者間による連携・協議を行い安全対策に取り組んでください。



協議の場とは

主に「ガイドライン」が定める関係者間で実施され、連携・協働により
機械式立体駐車場の安全な利用を推進するものです。

関係者間のリスクの理解

製造者または保守点検事業者は、
装置のリスクや緊急時の対処方法等を利用者に説明してください。

安全・教育訓練の実施

管理者は全ての利用者に対して、教育または訓練を実施してください。

また、利用者は教育訓練への参加により、
リスクを認識した上での適正な利用を心がけてください。

機械式立体駐車場の安全な利用のために！

協議の場で協議すべき内容とは



1

「ガイドライン」の内容を
確認しましょう！

関係者全員で「ガイドライン」の内容を確認しあい、共通の理解
を得ておくようにしてください。

2

それぞれの役割と責任を
明確化しましょう！

誰が製造者か、設置者か、管理者か、利用者か確認し、それぞれの
役割と責任を明確化してください。

※製造者と保守点検業者が同一でない場合は、保守点検業者も確認

3

取扱説明を再度徹底して
行いましょう！

利用する機械式駐車装置に対する
正しい理解と操作方法を利用者の
方に対して再度周知してください
（一人ひとりの利用者への周知方法
も協議してください）。

安全について詳しく説明されている
取扱説明動画がありますのでぜひご活用ください。

弊社HPにも掲載しております。

<http://www.shinmaywa.co.jp/parking/intro/index.html>



4

リスクや緊急時の対処方法を
説明しましょう！

事故につながるリスクや設置機種の事故事例、及び非常停止の
方法等を説明してください。また、事故が起きた際の緊急連絡先
を周知してください。

教育訓練を実施してください。

5

さらなる安全のための提案を
検討しましょう！

「ガイドライン」に準じて、必要な安全装置が考えられる場合は
メーカーから提案しますので、協議の場内で実施を検討して
ください。

設置者

製造者・
保守点検業者

管理者

利用者

